地元とともに――
蒲郡信用金庫

令和２年７月吉日

手形貸付をご利用のお客さま

当座預金（当座勘定一般用）約束手形にて手形貸付のお取扱いを開始致しました

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫ではコロナウイルス感染拡大防止の影響を受けられている事業者さまに対して、融資手続きの簡素化の一環として、お客さまが当金庫にてご利用いただいております「当座預金（当座勘定一般用）の約束手形」にて手形貸付のお取扱いを開始致しました。このお取扱いは、このたびのコロナウイルス感染拡大防止における一過性のものではなく、永続的なお取扱いと致します。

従来までの当金庫の手形貸付ご利用は、当金庫が「金融機関借入用手形」用紙を発行し、ご来店あるいはご訪問にて「金融機関借入用手形」用紙をお渡しさせていただき、お客さまに記名押印または署名捺印、当金庫への振出し、ご提出をしていただいておりましたが、今後は、お手許の「当座預金（当座勘定一般用）の約束手形」にてのお取扱いとさせていただくことにより、自社・自宅で手形貸付のための約束手形振出しが可能となります。

また、併せてご返済時においてもお手続きを簡略化致します。

当座預金（当座勘定一般用）をご利用いただいていないお客さまは、ぜひこの機会に当座預金（当座勘定一般用）口座の新規開設ご利用をお願い申し上げます。

記

１．取扱開始日

令和２年７月１日（水）

２．取扱内容

・手形貸付融資実行および手形書換え時に、当座預金（当座勘定一般用）約束手形を当金庫宛てにお振出しいただくことで、手形貸付融資実行または手形書換えを致します。

・約束手形へ収入印紙貼付をお願いします。

従来通りの当金庫にて収入印紙をご用意するお取扱いも継続致します。

・手形貸付融資期日返済または手形期日の返済は、今般改定した「口座振替依頼書（融資用）」を約定していただくことで、同依頼書の約定にて当座預金または普通預金から決済し、ご返済させていただきます。この場合、小切手または払戻請求書は不要です。

・一部内入後金額にての手形貸付融資期日返済または手形期日の返済も、約定にて当座預金または普通預金から決済し、ご返済させていただきます。

一部内入返済や約束手形期日前返済の場合には、小切手または払戻請求書が必要です。

なお、手形貸付融資、当座預金（当座勘定一般用）新規開設には審査がございます。

あらかじめご了承願います。

くわしくは、お取引店までお問合せください。

GAMAGORI SHINKIN BANK

番号 02-111